

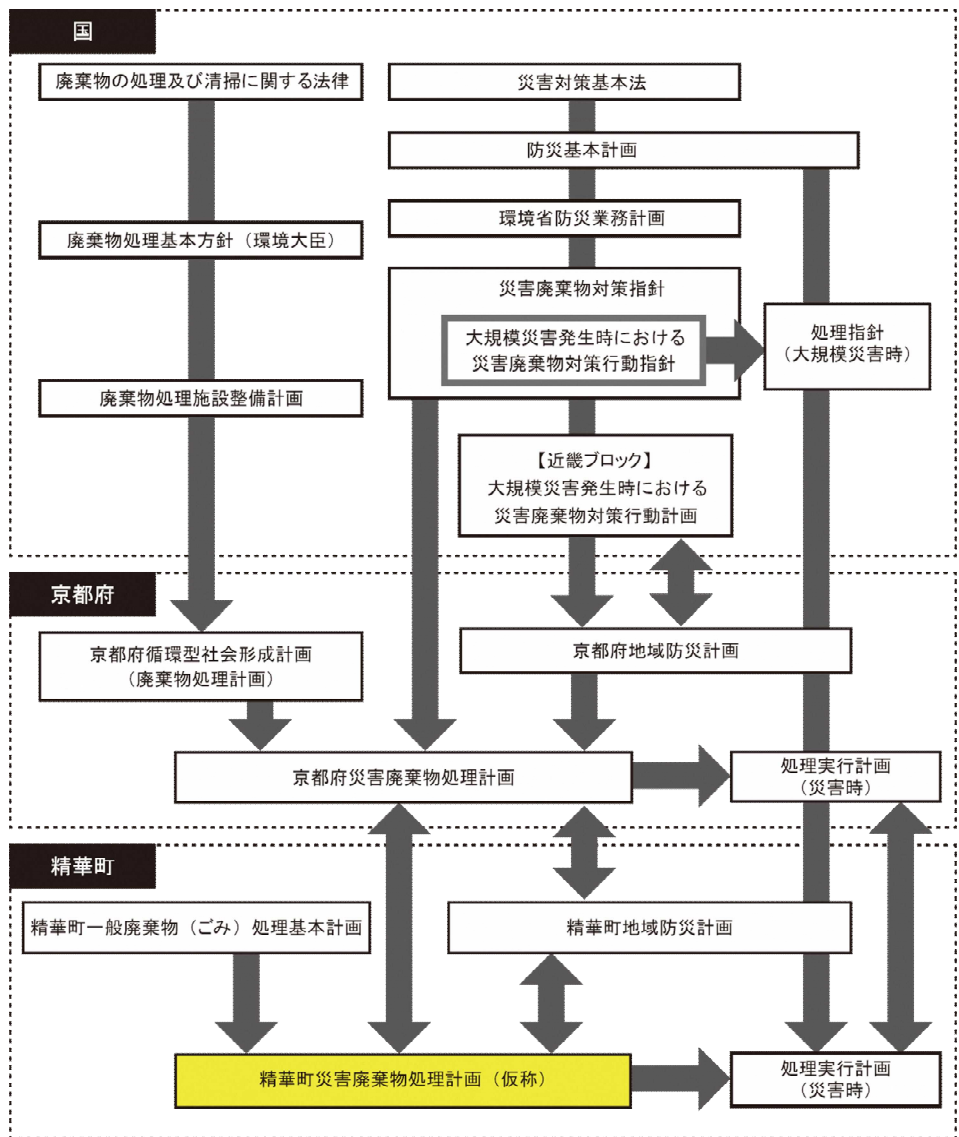
精華町災害廃棄物処理計画の策定について

1. 策定の目的

精華町災害廃棄物処理計画は、将来発生が予測される大規模災害に備え、精華町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に復旧・復興させることを目的に策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、精華町地域防災計画や一般廃棄物（ごみ）処理基本計画といった関連計画だけでなく、京都府災害廃棄物処理計画や市町村向け災害廃棄物処理計画策定マニュアルとも整合に注意して策定し、京都府や応援市町村との連携が図られるように策定します。



3. 対象とする災害

本計画では、地震被害のうち最も町内で被害の大きな生駒断層帯地震と木津川氾濫による風水害を対象としています。それぞれの災害では、以下に示す規模の被害が想定されています。

◎地震災害による被害想定

地震	（推定）建物被害（棟）		
	全壊	半壊	焼失
生駒断層帯	2,700	3,620	220
奈良盆地東縁断層帯	2,360	3,400	130
木津川断層帯	1,820	3,120	220

◎木津川氾濫による被害想定

項目	（推定）被害想定（棟）			
木津川氾濫	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
	4,179	858	－※	673

※京都府マルチハザード情報提供システム公表によるデータの浸水深区分では、半壊（1.5m以上-2.0m未満）と床上浸水（0.5m以上-1.5m未満）の区分ができないため、危険側にとり「0.5m以上-2.0m未満」は全て「半壊」としている。

4. 対象とする廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、以下に示すとおりです。災害で損壊した家屋から発生するがれき類や片付けごみだけでなく、被災者や避難者の生活で発生するごみや簡易トイレ等から発生するし尿も対象としています。

なお、風水害等により住宅に流入した土砂・竹木等のうち、竹木については柱角材と同様に処理・処分を行い、土砂については、別途関係機関と協議し、対応を検討します。

発生区分	大分類	小分類
損壊家屋から発生する廃棄物（がれき類、片付けごみ）	①可燃物	可燃物
		可燃性粗大ごみ
		畳
		木くず
	②不燃物	不燃性粗大ごみ
		小型不燃ごみ
		金属くず
		コンクリートがら等
		処理困難物
	③混合廃棄物	
	④その他の廃棄物	家電リサイクル法対象品
		爆発物、危険物等
		受け入れない廃棄物
被災者・避難者の生活に伴い発生する廃棄物	し尿	
	生活ごみ・避難所ごみ	

5. 災害廃棄物発生量

対象としている災害では、以下に示す量の災害廃棄物の発生が想定されています。

生駒断層帯地震の場合 416 千 t、木津川氾濫の場合は 509 千トンの災害廃棄物が発生する見込です。これは精華町から発生するごみ量の 40～50 年分※に相当します。

※令和 3 年度のごみ排出量は 11 千 t。

また、地震災害では建物の損壊等で発生するがれき類が多く、風水害被害では浸水により使えなくなった家具や電化製品などの片付けごみが多く発生すると想定されています。

風水害による災害廃棄物は、水分を含んだ畳や家財道具が多く、これらは腐敗しやすいほか、衛生上の問題もあるので、浸水家屋は水が退いたら直ぐに片付けが始まることから、地震よりも廃棄物の排出が早いという特徴があります。

◎がれき類、片付けごみ

災害種別	災害廃棄物の組成（千 t）						合計（千 t）
	可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	柱角材	その他	
生駒断層帯地震	19	103	197	2	65	30	416
木津川氾濫	22	359	50	3	11	64	509

※廃棄物の構成比は、生駒断層帯は熊本地震による構成比、木津川氾濫は関東・東北豪雨による構成比を使って計算した。

6. 避難者によるごみ、し尿等

生駒断層帯地震では、最大 11,400 人の避難者が発生すると想定されています。

その場合、各避難所からは 1 日当たり 9 t のごみが発生するほか、避難所等に設置した仮設トイレからは、約 20kL のし尿が発生すると想定されています。

また、避難者が全員仮設トイレを利用すると想定した場合、必要となる仮設トイレの基数は以下のようになります。

◎仮設トイレの必要基数

避難者数	1 基当たり仮設トイレ利用者の目安		
	100 人/基	75 人/基	20 人/基
11,400 人	114 基	152 基	570 基

仮設トイレについては、町による備蓄だけでなく、事業者への応援協定（レンタル）等により、必要基数を確保すると共に、不足する場合は、携帯トイレ・段ボールトイレも活用します。

7. 処理の基本方針

災害廃棄物は、以下の4つの基本方針に基づき適正・迅速に処理を行い、安全・環境に配慮しつつ、出来るだけ資源化を行うことで復興・復旧に役立てます。

衛生的かつ迅速な処理
分別・再生利用の推進
処理の協力・支援、連携
環境に配慮した処理

8. 関係機関との連携

大規模な災害が発生した場合、災害廃棄物等の対応は本町や木津川市精華町環境施設組合、相楽郡広域事務組合※だけでは困難となることが想定されます。その場合は、府や他の市町村、民間事業者等に応援を要請し、協働で災害廃棄物処理に当たることとします。

そのために、事前に災害応援協定を取り交わしておくことで、速やかに応援要請に係る事務手続きが行えるよう、準備を進めます。

※令和5年4月に相楽広域行政組合と名称変更予定

9. 住民・事業者の役割

- ① 災害時においてもごみの分別に努め、廃棄物の適切かつ円滑な処理に協力する。
- ② 災害時に市が発信する情報に基づき、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理に協力する。
- ③ 指定場所以外への排出や便乗ごみの排出、野焼きは行わない。
- ④ 災害廃棄物の処理・処分について、必要な人員・車両等の資機材の提供や適切なごみの分別や排出に協力する。
- ⑤ 自ら災害廃棄物の処理・処分を行う場合についても、適切に選別しリサイクルに努める。

10. 災害廃棄物の処理

損壊した建物由来のがれき類は、環境の森センター・きづがわでの処理が困難なため、協定締結済みの民間の産業廃棄物処理業者等へ処理を委託します。

それ以外の片付けごみや避難所ごみ等は、原則として平常時と同じ処理体制で処理を行います。ただし、環境の森センター・きづがわでの処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合は、応援市町村や民間の処理業者に処理を依頼します。

し尿についても、ごみ同様に原則として平常時と同じ処理体制で処理を行います。

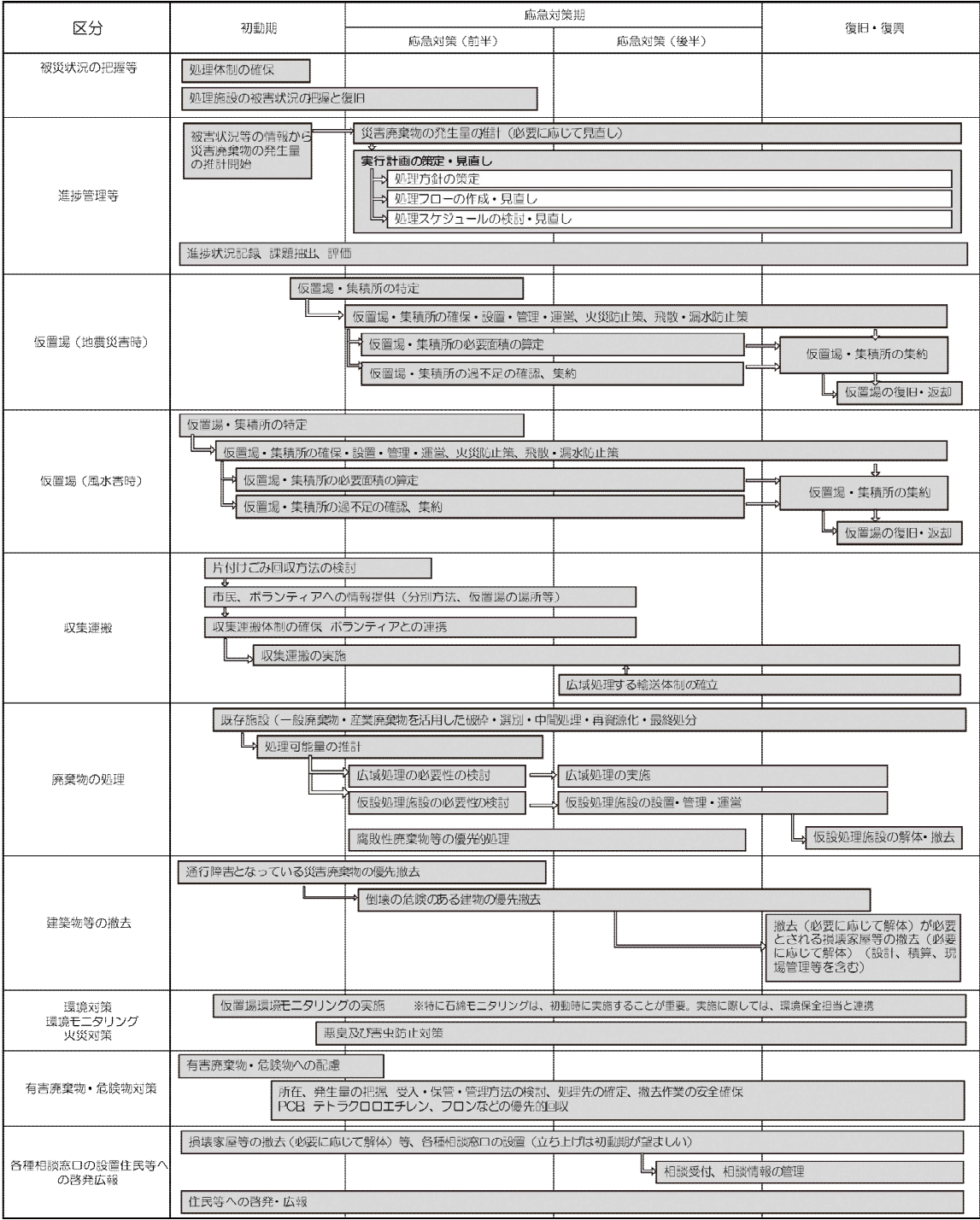
なお、避難所を含む生活ごみは、原則として平常時と同様に収集し、処理・処分を行います。そのため、平常時の収集運搬体制、処理体制が確保できない場合は、必要に応じて府や応援自治体、民間業者等へ支援要請を行います。その場合、生ごみなど腐敗性のごみが含まれる燃やすごみの収集・運搬体制の確保を優先し、衛生面で問題の無い燃やさないごみや資源ごみ等については、各家庭や避難所等での保管をお願いする場合があります。

また、災害廃棄物の処理については、分別を徹底することで出来る限り資源化を進めて復旧・復興資材として活用します。資源化が困難な廃棄物についても焼却等の減量化により、最終処分量の削減を図ります。

11. 災害廃棄物の処理スケジュール

災害廃棄物の処理は、大きく初動期、応急対策期（前半）、応急対策期（後半）、復旧・復興期の4つの時間区分に分けて対応します。各時間区分による業務は以下のとおりです。

また、地震災害に比べ風水害の場合、水が退くと直ぐに片付けが始まることから、仮置場（集積所）の設置は出来るだけ急ぐ必要がある点があります。



12. 住民への広報

災害廃棄物の処理等に関する情報は、以下の方法・内容を参考に発信します。

また、できるだけ複数の媒体を組み合わせることで、確実に情報が伝わることを心がけるとともに、発信する内容・表現等については外国人や要配慮者等への配慮についても留意します。

項 目	内 容
全 般	通常ごみ、災害ごみ、片付けごみの排出方法・収集方法について、便乗ごみ対策
仮置場の設置状況	場所、分別区分や搬入方法、搬入可能時間、設置予定期間等 仮置場以外への排出は行わないよう、強く呼びかける。
災害廃棄物処理の進捗状況	町全域及び地区ごとの処理の進捗状況及び保管施設の稼働状況、今後の計画

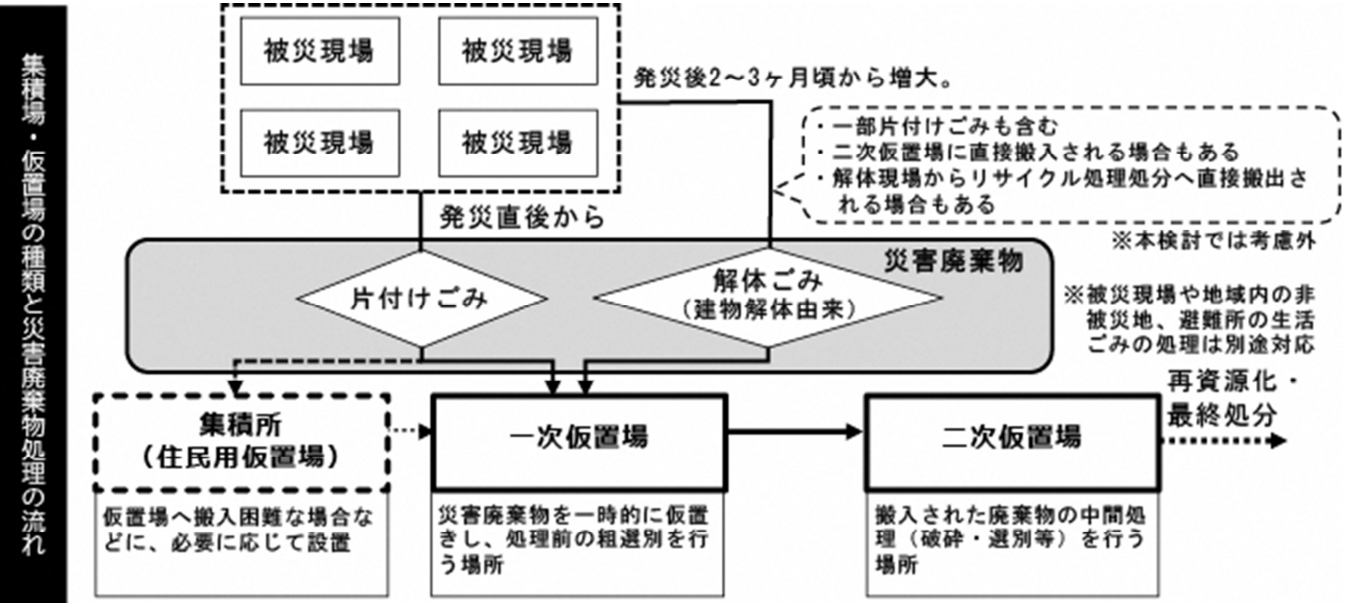
13. 仮置場

災害廃棄物は、大量にかつ短期間に排出されるという特徴があるため、仮置場には処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を一時的に保管するためだけでなく、大量の災害廃棄物を被災現場から移動させることで、速やかな復興・復旧に向けた対応を行いやすくするための役割があります。仮置場以外への災害廃棄物の排出は、交通の妨げや衛生環境の悪化だけでなく、災害廃棄物処理や復興・復興の支障にも繋がるため、安易に廃棄物を排出しないよう、強く注意を呼びかけます

一次仮置場は、直接住民が災害廃棄物を搬入する場所として設置します。

二次仮置場は、主に撤去・解体した家屋からのがれき類を集積します。がれき類の粗選別や破碎処理なども行うことを考慮して、騒音や粉じんなど周辺的生活環境に影響の少ない場所に設置します。また、ハザードマップ等を参考に、浸水区域や土砂災害による道路の寸断の他、周辺施設についても考慮して選定を行います。

なお、高齢者など仮置場への搬入が困難な住民が多い場合は、別途仮置場以外の集積場を設けることも検討します。



5. で示した災害廃棄物推計発生量を、一度に全て仮置場に搬入すると想定した場合の、仮置場の最大必要面積は以下のとおりです。

ただし、実際には被災した建物の解体にある程度の期間が必要なことと、その間廃棄物の処理も進むことから、ここで示す広さを確保する必要はないですが、処理期間にもよりますが3年で処理が完了すると仮定すると、この2/3程度の用地が必要となります。

また、片付けごみを搬入する集積所と建物解体によるがれき類を搬入する仮置場を分けることで、迅速に設置が必要な集積所と時間的余裕のある仮置場と分けることが出来るので、災害規模に応じて検討を行います。

災 害	廃棄物発生量 (t)	廃棄物発生量 (m³)	仮置場 必要面積 (ha)
生駒断層帯地震	416,320	512,263	20.5
木津川氾濫	509,094	515,458	20.6

- また、仮置場を運営する上での配慮事項や注意事項は以下のとおりです。
- ◆ 仮置場の選定は、候補地リストの中から、町災害対策本部内で調整の上で行う。
 - ◆ シート敷設や覆土等により土壌汚染防止対策を検討する。
 - ◆ 仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。
 - ◆ 仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平常時に作成しておく。)
 - ◆ 仮置場では、円滑に通行できるように一方通行の動線とすることに努める。
 - ◆ 災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
 - ◆ 分別が出来てない状態で搬入した場合、仮置場での荷下ろしに時間がかかるため、分別車両を優先するなど、分別搬入の徹底呼びかけを行う
 - ◆ 一次仮置場では、自家用車での搬入待ちによる渋滞を防ぐため、十分な広さの待機スペースを設ける。
 - ◆ 生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
 - ◆ 仮置場の運営・管理は、早期に産業資源循環協会等への外部委託を検討する。

14. 損壊家屋の撤去・解体について

災害で被災し、撤去・解体が必要となった損壊家屋について、がれきの撤去や家屋の解体は、原則として対象家屋の所有者の負担において行います。

ただし、災害の規模により国が特例措置を講じた場合は、町が主体となって撤去・解体(公費解体)を行います。